



平成24年（行ウ）第15号 東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原告 大石光伸 ほかに265名

被告 国 ほかに1名

第15準備書面

平成29年4月27日

水戸地方裁判所民事第2部 御中

被告国訴訟代理人

岩 渕 正 樹 代

被告国指定代理人

坂 本 康 博 代

檉 野 一 穂 代

寺 本 孝 規 代

伊 藤 涉 代

中 村 元 昭 代

作 沼 臣 英 代

山 神 暁 恵 代

西 尾 学 代

菅 野 剛 彦 代

鉾 田 達 人 代

志 賀 富士夫 代

宮	本	竜	治	
倉	持	高	志	
高	橋	正	史	
小	川	哲	兵	
大	城	朝	久	
矢	野		諭	
仲	村	淳	一	
海	田	孝	明	
井	藤	志	暢	
大	野	佳	史	
種	田	浩	司	
豊	島	広	史	
谷	川	泰	淳	
平	下		愛	
羽	田	野	誉	
小	野	祐	二	
布	田	洋	史	
足	立	恭	二	
荒	川	一	郎	
忠	内	巖	大	

止 野 友 博 代
小 野 雅 士 代
小 林 勝 代
岩 田 順 一 代
鈴 木 健 之 代
船 田 晃 代 代
反 町 幸之助 代
佐 藤 秀 幸 代
永 井 悟 代
佐 藤 雄 一 代
藤 原 弘 成 代

目 次

第1	高経年化対策制度及び運転期間延長認可制度の概要	5
1	原子炉等規制法が段階的安全規制の体系を採用していること	5
2	高経年化対策制度の概要	6
3	運転期間延長認可制度の概要	8
第2	高経年化対策制度の実施に伴う保安規定変更認可処分及び運転期間延長認可処分に係る事項は、本件設置許可処分及び本件設置変更許可処分の違法事由を構成するものではなく、原告らの主張はそれ自体失当であること	10

原告らは、2017年1月26日付け原告ら準備書面(41)（以下「原告ら準備書面(41)」という。）において、本件訴訟において、「規制委員会の審査を待つことなく、『20年運転延長』の是非について集中的に審理すること」を求め、運転期間延長の危険性を優先的に主張する予定であるとする（同書面2ページ）。

本件無効確認の訴えにおいては、本件設置許可処分の重大かつ明白な違法の有無等が、本件差止めの訴えにおいては、本件設置変更許可処分の違法性の有無等が、それぞれ争点となっており、これらの処分に係る安全審査の対象は、その基本設計に関わる事項に限られる。これに対し、原告らが予定する運転期間延長の危険性についての主張は、基本設計とは直接関わりのない、高経年化対策制度の実施に伴う保安規定変更認可処分や運転期間延長認可処分に関する事項に係るものと解される。したがって、原告らの上記主張は、本件設置許可処分及び本件設置変更許可処分の違法事由を構成しないばかりでなく、同主張を前提とした訴えの追加的併合や請求の変更をする余地もないものであるから、上記主張は本件訴訟の審理とは関係がなく主張自体失当である。

被告国は、本準備書面において、原告らの上記主張に関連するものと解される高経年化対策制度及び運転期間延長認可制度の概要を説明した上（後記第1）、原告らの上記主張が主張自体失当であることを明らかにする（後記第2）。

なお、略語は、新たに用いるもののほか、従前の例による。参考として、末尾に「略称語句使用一覧表」を添付する。

第1 高経年化対策制度及び運転期間延長認可制度の概要

1 原子炉等規制法が段階的安全規制の体系を採用していること

被告国第6準備書面第1の2(2)イ（8及び9ページ）で述べたとおり、原子炉等規制法は、原子炉施設の設計から運転に至る過程を段階的に区分し、それぞれの段階に対応して、一連の許認可等の規制手続を介在させ、これらを通じて原子炉の利用に係る安全確保を図るという、段階的安全規制の体系

を採用している。

また、原子炉等規制法においては、これらの規制に加え、高経年化対策制度及び運転期間延長認可制度が採られている。以下、各制度の概要を説明する。

2 高経年化対策制度の概要

(1) 制度の概要

発電用原子炉の設置者は、発電用原子炉施設の保全について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない（原子炉等規制法43条の3の2第1項1号）。

発電用原子炉設置者は、高経年化対策として、運転開始から長期間経過している発電用原子炉に対し、各設備の経年劣化の状況を的確に確認し、その経年劣化の状況を踏まえ適切な補修や取替えを行うなどの保守管理を確実に実施し、もって安全確保活動をより慎重かつ適切に行う必要がある。

そのため、発電用原子炉設置者は、①運転を開始した日以後30年を経過していない発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後30年を経過する日までに、原子力規制委員会が定める発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（安全上重要な機器等）並びに実用炉則82条1項各号に掲げられた機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価（以下「高経年化技術評価」という。）を行い、この評価の結果に基づき、10年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針（以下「長期保守管理方針」という。）を策定しなければならない（実用炉則82条1項）。また、②運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後40年を経過する日までに、高経年化技術評価を行い、この評価の結果に基づき、原子炉等規制法43条の3の3第2項の運転期間延長認可を受けた延長する期間（以

下「認可を受けた延長期間」という。)が満了する日までの期間において実施すべき当該発電用原子炉施設についての長期保守管理方針を策定しなければならない(実用炉則82条2項)。さらに、③運転を開始した日以後40年を経過した発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、認可を受けた延長期間が10年を超える場合は、発電用原子炉の運転を開始した日以後50年を経過する日までに高経年化技術評価を行い、この評価の結果に基づき、認可を受けた延長期間が満了する日までの期間において実施すべき当該発電用原子炉施設についての長期保守管理方針を策定しなければならない(実用炉則82条3項)。

発電用原子炉施設の保守管理に関すること(上記の高経年化技術評価に関することや長期保守管理方針を含む。)は、保安規定において定める事項とされており(実用炉則92条1項25号)、発電用原子炉設置者は、これらを定めたことにより保安規定を変更しようとするときは、保安規定変更認可を受けなければならない(原子炉等規制法43条の3の24第1項)。

(2) 高経年化対策制度の実施に伴う保安規定変更認可申請に対する審査の概要

保安規定変更認可を受けようとする者が、前記(1)の高経年化技術評価を実施し、長期保守管理方針を定めたことにより、保安規定変更認可を申請した場合、原子力規制委員会が審査を行う。

原子力規制委員会は、上記審査に当たり、保安規定変更認可申請書並びに高経年化技術評価結果及びそれに基づく長期保守管理方針について、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」(原管P発第1306198号)、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策審査ガイド」(原管P発第1307081号)を参考にして、原子炉等規制法43条の3の24第2項に規定する「核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないとき」

に該当しないかを確認することとなる。

3 運転期間延長認可制度の概要

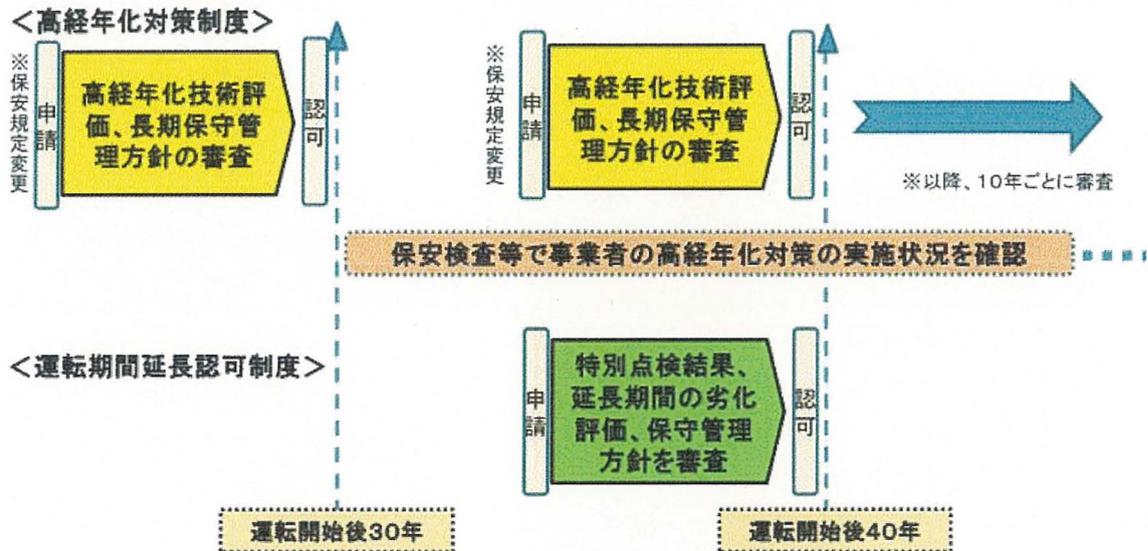
(1) 制度の概要

原子炉等規制法は、発電用原子炉設置者がその設置した発電用原子炉を運転することができる期間を、当該発電用原子炉の設置の工事について最初に同法43条の3の11第1項の使用前検査に合格した日から起算して40年とした上で（同法43条の3の32第1項）、当該運転の期間は、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けて、1回に限り20年を超えない期間で延長することができる（同法43条の3の32第2項、第3項、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「原子炉等規制法施行令」という。）20条の6）。

運転期間延長認可を受けようとする者は、原子炉等規制法43条の3の32第1項に定める期間の満了前1年以上1年3月以内に所定の申請書を原子力規制委員会に提出しなければならないが、当該申請書には、申請に至るまでの間の運転に伴い生じた原子炉その他の設備の劣化の状況の把握のための点検の結果を記載した書類、延長しようとする期間における運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況に関する技術的な評価の結果を記載した書類及び延長しようとする期間における原子炉その他の設備についての長期保守管理方針を記載した書類を添付しなければならない（実用炉則113条1項、2項）。

原子力規制委員会は、当該申請に係る発電用原子炉が、実用炉則114条所定の基準（延長しようとする期間において、原子炉その他の設備が延長しようとする期間の運転に伴う劣化を考慮した上で技術基準規則に定める基準に適合するもの）に適合しているか否かを審査し、これに適合していると認めるときに限り、運転期間延長認可をすることができる（原子炉等規制法43条の3の32第5項、実用炉則114条）。

図1 運転期間延長認可制度及び高経年化対策制度の概要



(2) 運転期間延長認可申請に対する審査の概要

運転期間延長認可を受けようとする者により、運転期間延長認可申請がなされた場合、原子力規制委員会は、当該申請が、原子炉等規制法43条の3の3第5項に規定する基準である実用炉則114条所定の基準（延長しようとする期間において、原子炉その他の設備が延長しようとする期間の運転に伴う劣化を考慮した上で技術基準規則に定める基準に適合するもの）に適合するものであるかを審査する。実用炉則114条への適合性の審査に当たっては、その要求事項を具体化したものとして定めた「実用発電用原子炉の運転の期間の延長の審査基準」（原管P発第1311271号）に適合するものであるかが審査される。

上記審査基準に基づく審査においては、①運転期間延長の認可の時点において、当該時点において適用されている原子炉等規制法43条の3の14の技術上の基準に適合させるために必要となる同法43条の3の9及び43条の3の10に掲げる工事の計画が全てこれら各規定に基づく認可等

の手續により確定していること、②実用炉則113条2項2号に掲げる原子炉その他の設備の劣化の状況に関する技術的な評価の結果、延長しようとする期間において、同評価の対象となる機器・構造物が上記審査基準の表に掲げる要求事項に適合すること、又は同評価の結果、要求事項に適合しない場合には同項3号に掲げる延長しようとする期間における原子炉その他の設備についての保守管理に関する方針の実施を考慮した上で、延長しようとする期間において、要求事項に適合することを確認する。

第2 高経年化対策制度の実施に伴う保安規定変更認可処分及び運転期間延長認可処分に係る事項は、本件設置許可処分及び本件設置変更許可処分の違法事由を構成するものではなく、原告らの主張はそれ自体失当であること

既に述べたとおり、原子炉等規制法は段階的安全規制の体系を採用しているところ、本件訴訟において、原告らが無効確認あるいは差止めを求める処分は、本件設置許可処分及び本件設置変更許可処分である。ここに、設置（変更）許可は、設置（変更）許可申請に係る原子炉施設の基本設計ないし基本設計方針の安全性に関わる事項の妥当性等について、設置許可基準規則に基づいて判断されるものである（被告国第6準備書面第1の2(2)イ・8及び9ページ参照）。

これに対し、高経年化対策制度の実施に伴う保安規定変更認可処分においては、高経年化技術評価結果及びこれに基づく長期保守管理方針を含む保安規定の妥当性が確認されるものである。また、運転期間延長認可処分においては、発電用原子炉施設が、処分時点において適用される技術上の基準に適合するものであることを前提として、長期間の運転に伴い生ずる経年劣化の状況を踏まえ、延長しようとする期間において安全性を確保するための基準である実用炉則114条に適合するものであるかが確認されるものである。

これらの処分は、いずれも、原子炉の設置（変更）許可処分における基本

設計の安全性に関わる審査が適法にされたことを前提とする後続処分であり、これらの処分に係る審査において改めて基本設計の設置許可基準規則適合性が審査されるものではない。

このように、原子炉等規制法は、段階的安全規制の体系を採用しており、各段階において規制手続として設けられている各別の処分において、審査及び判断されるべき対象が異なっている。すなわち、設置（変更）許可処分と、保安規定変更認可処分及び運転期間延長認可処分とは段階の異なる全く別の処分であるから、設置（変更）許可処分における審査及び判断の対象と、高経年化対策制度の実施に伴う保安規定変更認可処分及び運転期間延長認可処分における各審査及び判断の対象は、それぞれ異なるものである。

したがって、高経年化対策制度の実施に伴う保安規定変更認可処分及び運転期間延長認可処分に係る違法事由は、本件設置許可処分及び本件設置変更許可処分の違法事由を構成しないばかりでなく、本件訴えに後二者の処分に係る抗告訴訟を追加的に変更したり、その請求を追加的に変更したりする余地はないものである。

以上より、「運転延長の危険性を優先的に主張」し、「規制委員会の審査を待つことなく『20年運転延長』の是非について集中的に審理することを求める」との原告らの主張は、原告らが自ら提起した本件無効確認の訴え及び本件差止めの訴えにおける審理の対象である本件設置許可処分及び本件設置変更許可処分の違法事由を構成しない、本件訴訟の審理と無関係なものであり、主張自体失当というほかないから、裁判所においては、原告らの上記主張により本件訴訟の争点がいたずらに混乱しないよう、適切な訴訟指揮がされるべきである。

以上

略称語句使用一覧表

事件名 水戸地方裁判所平成24年（行ウ）第15号

東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原告 大石光伸ほか265名

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
原子炉等規制法	核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	5	第5準備書面で略称及び基本用語を変更
被告会社	被告日本原子力発電株式会社	〃	〃	
本件原子炉	東海第二原子力発電所原子炉	〃	〃	
本件原子炉施設	本件原子炉及び附属施設	〃	〃	
本件設置許可処分	本件原子炉の設置許可処分	〃	〃	
本件無効確認の訴え	本件原子炉の設置許可処分の無効確認の訴え	〃	〃	
行訴法	行政事件訴訟法	〃	〃	
本件義務付けの訴え	本件原子炉施設の一時使用停止命令を発令することの義務付けの訴え	〃	6	
訴訟要件①	非申請型義務付けの訴えの「一定	〃	〃	

	の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、損害を避けるため他に適当な方法がないときに限り」との要件			
訴訟要件②	非申請型義務付けの訴えの「行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り」との要件	〃	〃	
本件差止めの訴え	被告会社に対する東海第二原子力発電所の運転差止めの訴え	〃	7	第8準備書面で略称を変更
後段規制	設計及び工事の方法の認可以降の規制	〃	8	
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年6月15日通商産業省令第62号）	〃	9	
技術基準適合命令	電気事業法40条に基づく、事業用電気工作物の修理、改造、移転のほか、使用の一時停止、使用の制限の命令	〃	11	
改正原子炉等規制法	原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則17条の施行後の原子炉等規制法	〃	15	第5準備書面から基本用語を変更

使用停止等処分	改正原子炉等規制法43条の3の23に基づき、発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずること	〃	17	
原告ら主張①	基準地震動の策定が妥当でない旨の原告らの主張	〃	21	
原告ら主張②	津波の想定が不十分である旨の原告らの主張	〃	21	
耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（平成18年9月19日原子力安全委員会決定）	〃	22	
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）	〃	24	
福島第一発電所事故	平成23年3月11日、東京電力福島第一原子力発電所における原子炉事故	〃	33	
国会事故調査報告書	国会における第三者機関による事故調査結果についての報告書	〃	34	
安全評価審査指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針	〃	59	
使用済燃料	原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質	第1準備書面	11	

審査会	原子炉安全審査会	〃	12	
伊方最高裁判決	最高裁平成4年10月29日第一小法廷判決	〃	14	
もんじゅ最高裁平成17年判決	最高裁平成17年5月30日第一小法廷判決	〃	16	
最高裁昭和48年判決	最高裁昭和48年4月26日第一小法廷判決	〃	28	
もんじゅ最高裁判決	最高裁平成4年9月22日第三小法廷判決	〃	30	
2007年勧告	国際放射線防護委員会(ICRP)の2007年勧告	第2準備書面	13	
1990年勧告	国際放射線防護委員会(ICRP)の1990年勧告	〃	〃	
本件申請書	昭和46年12月付け東海第二発電所原子炉設置許可申請書	〃	18	
本件許可申請	昭和46年12月21日、被告会社がした本件原子炉の設置許可申請	〃	〃	
本件安全審査	本件許可申請についての原子力委員会及び原子炉安全専門審査会による原子炉等規制法24条1項3号(技術的能力に係る部分に限る。)及び4号に関する審査	〃	20	
被告国第2準備書面	平成25年7月2日付け被告国の第2準備書面	第3準備書面	5	

本件安全審査書	昭和47年11月17日付け「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の原子炉の設置に係る安全性について」	〃	〃	
昭和39年立地審査指針	原子炉立地審査指針(昭和39年5月27日原子力委員会決定)	〃	6	
昭和45年安全設計審査指針	「軽水炉についての安全設計に関する審査指針について」(昭和45年4月23日原子力委員会決定)	〃	〃	
原研	日本原子力研究所	〃	9	
原電	被告日本原子力発電株式会社	〃	〃	
動燃	動力炉・核燃料開発事業団	〃	〃	
大崎証言	東京高等裁判所昭和60年(行コ)第68号事件における証人大崎順彦の証言	〃	11	
浜田証言	水戸地方裁判所昭和48年(行ウ)第19号事件における証人浜田達二の証言	〃	43	
被告国第3準備書面	平成25年10月10日付け被告国の第3準備書面	第4準備書面	5	
昭和35年科学技術庁告示	「原子炉の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、許容被曝線量等を定める件」(昭和35年9月30日科学技術庁告示第21号)	〃	6	
気象手引	原子炉安全解析のための気象手引	〃	〃	

内田証言	水戸地方裁判所昭和48年(行ウ)第19号事件における証人内田秀雄の証言	〃	〃	
線量目標指針	「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」(昭和50年5月13日原子力委員会決定)	〃	〃	
昭和50年ECCS安全評価指針	「軽水型動力炉の非常用炉心冷却系の安全評価指針について」(昭和50年5月13日原子力委員会決定)	〃	21	
昭和53年安全評価審査指針	「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針について」(昭和53年9月29日原子力委員会決定)	〃	21	
児玉証言	水戸地方裁判所昭和48年(行ウ)第19号事件における証人児玉勝臣の証言	〃	22	
原告ら準備書面(2)	平成25年6月27日付け原告らの準備書面(2)	第5準備書面	5	
設置法	原子力規制委員会設置法	〃	〃	
改正原子炉等規制法	原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則18条による改正法施行後の原子炉等規制法	〃	〃	答弁書から基本用語を変更

平成24年改正前原子炉等規制法	平成24年法律第47号による改正前の原子炉等規制法	〃	〃	答弁書から略称を変更
原子炉等規制法	平成24年改正前原子炉等規制法と改正原子炉等規制法を特段区別しない場合	〃	〃	答弁書から略称を変更
被告国答弁書	平成25年1月10日付け被告国の答弁書	〃	13	
原子力発電工作物	電気事業法における原子力を原動力とする発電用の電気工作物	〃	14	
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第5号）	〃	15	
技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第6号）	〃	〃	
原子力利用	原子力の研究、開発及び利用	第6準備書面	5	
発電用原子炉設置者	原子力規制委員会の発電用原子炉の設置許可を受けた者	〃	6	
福島第一発電所	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	〃	13	

原子炉設置(変更)許可	原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可	〃	20	
4号要件	発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること（改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号）	〃	〃	
実用炉則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年12月28日通商産業省令第77号）	〃	〃	
2号要件	その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること（改正原子炉等規制法43条の3の6第1項2号）	〃	21	
3号要件	その者に重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第43条の3の22第1項において同じ。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その	〃	〃	

	他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること（改正原子炉等規制法43条の3の6第1項3号）			
燃料体	発電用原子炉施設の燃料として使用する核燃料物質	〃	24	
平成24年審査基準	平成24年9月19日付けの審査基準等	〃	29	
審査基準等	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に関する審査基準等	〃	〃	
安全審査指針類	第6準備書面別紙3に列記する旧原子力安全委員会（その前身としての原子力委員会を含む。）が策定してきた各指針	〃	〃	
平成25年審査基準	平成25年6月19日付けの審査基準等	〃	〃	
適合性判断等	本件原子炉施設について原子力規制委員会がする、原告らが主張する事項及び内容に関する設置許可基準規則に適合するか否かの判断及び使用停止等処分を発令しないとの判断	〃	44	
被告国第5準備書面	平成26年4月30日付け被告国の第5準備書面	第7準備書面	4	

被告国第6準備書面	平成26年8月28日付け被告国の第6準備書面	//	//	
炉心等の著しい損傷	発電用原子炉の炉心の著しい損傷 若しくは核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷	//	5	
重大事故	炉心等の著しい損傷に至る事故	//	//	
事故防止対策	自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた事故の防止対策	//	//	
重大事故の発生防止対策	重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた炉心等の著しい損傷を防止するための安全確保対策	//	6	
重大事故の拡大防止対策	重大事故が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた大量の放射性物質が敷地外部に放出される事態を防止するための安全確保対策	//	//	
重大事故等対策	「重大事故の発生防止対策」及び「重大事故の拡大防止対策」	//	//	
設置許可基準規則の解釈	平成25年6月19日原規技発第1306193号原子力規制委員会決定「実用発電用原子炉及びそ	//	8	

	の附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」			
地質審査ガイド	平成25年6月19日原管地発第1306191号原子力規制委員会決定「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」	〃	〃	
基準地震動による地震力	耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力	〃	11	
基準津波	設計基準対象施設の供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある津波	〃	27	
本件訴え変更申立書	平成26年12月18日付け原告らの「訴の変更申立書」	第8準備書面	4	
本件設置変更許可申請	被告会社が平成26年5月20日付けで原子力規制委員会に対してした、本件原子炉の設置変更許可申請	〃	〃	
本件設置変更許可処分	本件設置変更許可申請に対する設置変更許可処分	〃	〃	
本件差止めの訴え	本件設置変更許可処分をすることの差止めを求める訴え	〃	〃	答弁書から基本用語を変更
本件民事差止	被告会社に対する東海第二原子力	〃	〃	答弁書

めの訴え	発電所の運転差止めの訴え			から略 称を変 更
本件工事計画 認可申請	被告会社が平成26年5月20日 付けで原子力規制委員会に対して した、本件原子炉施設に係る工事 計画認可申請	〃	9	
本件保安規定 変更認可申請	被告会社が平成26年5月20日 付けで原子力規制委員会に対して した、本件原子炉施設に係る保安 規定変更認可申請	〃	〃	
原告ら準備書 面(23)	平成27年3月12日付け原告ら の準備書面(23)	第9準備書面	5	
原告ら準備書 面(10)	平成26年5月15日付け原告ら の準備書面(10)	〃	〃	
被告国第7準 備書面	平成26年12月4日付け被告国 第7準備書面	〃	〃	
安全評価審査 指針	「発電用軽水型原子炉施設の安全 評価に関する審査指針」(平成2 年8月30日原子力安全委員会決 定。平成13年3月29日一部改 訂)	〃	17	
重要度分類指 針	平成2年8月30日原子力安全委 員会決定「発電用軽水型原子炉施	〃	23	

	設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」			
技術的能力に係る審査基準	平成25年6月19日原子力規制委員会決定「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」	第10準備書面	17	
立地審査指針	原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて	第13準備書面	5	
重大事故	敷地周辺の事象、原子炉の特性、安全防護施設等を考慮し、技術的見地からみて最悪の場合には起るかもしれないと考えられる重大な事故	〃	7	
仮想事故	重大事故を超えるような技術的見地からは起るとは考えられない事故	〃	7	
立地審査指針 要求事項①	敷地周辺の公衆に放射線による確定的影響を与えないため、重大事故を仮定した上で、目安として、甲状腺(小児)に対し1.5 Sv、全身に対して0.25 Svを超える範囲は非居住区域であること	〃	11	
立地審査指針 要求事項②	防災活動を講じ得る環境にある地帯とするため、仮想事故を仮想し	〃	11	

	た上で、目安として、甲状腺（成人）に対し3 Sv、全身に対して0.25 Svを超える範囲は低人口地帯であること			
立地審査指針 要求事項③	社会的影響を低減するため、仮想事故を仮想した上で、目安として、全身線量の人口積算値が例えば2万人Svを下回るように、原子炉敷地が人口密集地帯から離れていること	〃	11	
被告国第11 準備書面	平成27年12月17日付け被告国第11準備書面	〃	12	
炉心損傷防止 等有効性評価 ガイド	実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド	〃	20	
防災指針	昭和55年、原子力安全委員会により決定された「原子力発電所等周辺の防災対策について」（平成12年「原子力施設等の防災対策について」と改称）	〃	26	
原告ら準備書 面(26)	2015年9月17日付け原告らの準備書面(26)	第14準備書 面	6	
地震等検討小 委員会	原子力安全基準・指針専門部会に設置された地震・津波関連指針等検討小委員会	〃	18	

I A E A	国際原子力機関	〃	19	
原子炉施設等 基準検討チ ーム	発電用軽水型原子炉の新安全基準 に関する検討チーム (第21回よ り, 発電用軽水型原子炉の新規制 基準に関する検討チームと改称)	〃	21	
地震等基準検 討チーム	発電用軽水型原子炉施設の地震・ 津波に関わる規制基準に関する検 討チーム	〃	21	
原告ら準備書 面(41)	2017年1月26日付け原告ら 準備書面(41)	第15準備書 面	5	
高経年化技術 評価	原子力規制委員会が定める発電用 原子炉施設の安全を確保する上で 重要な機器及び構造物 (安全上重 要な機器等) 並びに実用炉則82 条1項各号に掲げられた機器及び 構造物の経年劣化に関する技術的 な評価	〃	6	
長期保守管理 方針	高経年化技術評価の結果に基づ き, 10年間に実施すべき当該発 電用原子炉施設についての保守管 理に関する方針	〃	6	
認可を受けた 延長期間	運転を開始した日以後30年を経 過した発電用原子炉に係る発電用 原子炉施設について, 発電用原子 炉の運転を開始した日以後40年 を経過する日までに, 高経年化技	〃	7	

	術評価を行い，この評価の結果に基づき，原子炉等規制法43条の3の32第2項の運転期間延長認可を受けた延長する期間			
原子炉等規制法施行令	核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令	〃	8	